

# 晴嵐館報

## ご挨拶

この度 財団法人晴嵐館は、公益法人制度改革にともない、公益財団法人への移行を申請し、3月21日付で公益認定を受けることができました。

申請までには、愛知県教育委員会の指導のもと、関係各位のご協力を得ましたこと、略儀ながら篤くお礼申し上げます。4月1日、名古屋法務局にて設立登記の手続きをし、4月10日をもって登記が完了いたしましたので、ご報告申し上げます。

これからも書道を通じて、より一層公共の利益の増進に努めてまいります。今後とも、晴嵐館の活動に対しましてなにとぞご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## お知らせ

錬成会

中道書法展

全国教育書道展

師範研修会

検定試験・師範試験

展示案内

教室案内

支援事業

東京国立博物館「青山杉雨の眼と書」

新しい定款

師範選抜書展

寄附金募集

入会案内

## 錬成会

秋期検定試験・師範試験を実施するにあたり、作品制作の実技指導をすることにより、合格ラインへのレベルアップをはかる。

日時 9月23日(日)

硬筆 午前10時～12時

毛筆 午後1時～3時

会場 晴嵐館 錬心講堂

会費 3,000円(硬筆・毛筆ともに受講可)

用具 硬筆 ペン・ボールペン一式

毛筆 書道用具一式

参加申込 9月15日まで

## 中道書法展作品募集

書家ならびに書法研究に志す作家に広く開放し、書道作家の育成と書道文化の向上と普及発展に寄与することを目的とし、古典書法を重んじ各自の自由な発想で創造表現した作品を募集する。

資格 15歳以上(平成24年4月1日現在)

部門 漢字、かな、調和体、篆刻・刻字

作品寸法(公募・会友) 出品委嘱以上は別に定める

A 小画仙半折 <縦横自由>

B 小画仙全紙1/2 <四角>

C 小画仙半折1/2 <縦横自由>

篆刻は半紙サイズ(1.1尺(33cm)×8寸(24cm))に押印

刻字は1.5尺×3尺以内縦横自由

出品料 10,000円(表装料を含む)但し、高校生・大学生等(平成2年4月2日生まれから平成9年4月1日生まれまで)は5,000円(表装料を含む)とする

注意(イ)作品は書き下ろしのままとする(ロ)出品点数は一人1点とする

展示 入選作以上

褒賞 公募・会友作品＝特選 秀逸 佳作

審査 本法人より委嘱の審査員による

作品搬入 作品(書き下ろし)に出品票と協賛料を添えて、11月8日(木)までに〒483-8187 江南市大海道町青木2番地 公益財団法人晴嵐館へ搬入のこと

表彰式 12月24日(月・休)午後3時より、名古屋市博物館地下講堂において入賞入選者の表彰を行う(予定)

その他 縦・角作品は軸装、横作品は卷子にして返却する。従って、軸装・卷子に表装可能な料紙を使用すること。篆刻作品は額装にして返却する。

展覧会期 平成24年12月18日～24日

展覧会場 名古屋市博物館 3階ギャラリー8・2・3・4室(地下鉄桜通線 桜山駅下車)

## 全国教育書道展作品募集

教育基本法ならびに学習指導要領に準拠し、書道を通じて生きる力、豊かな心をめざします。優れた作品・生徒を顕彰し、学生の書道技能ならびに指導者の指導技術向上をはかり、学校書写書道教育発展の一助とします。

出品資格 幼年・小学生・中学生・高校生  
出品規定 毛筆(半紙 縦33cm×横24cm)・硬筆(A4 縦29.5cm×横21cm またはB5用紙 縦26cm×横18.5cm) 字句自由(幼年・小学生は漢字の楷書(常用書体)及びひらがな・カタカナ、中学生は漢字の楷書・行書(書写体・旧字体を含む)及び平易な仮名、高校生は書体書風自由)  
作品締切 平成24年10月30日(火) 必着  
出品料 400円  
表彰式 平成24年12月24日(予定)  
展覧会期 平成24年12月18日～24日  
展覧会場 名古屋市博物館 3階ギャラリー

### 師範研修会のご案内

晴嵐館認定師範の見識を高め書道を愛好する者との交流を深めることにより、書道に携わる人材を育成し、もって書道芸術及び書写書道教育の発展をはかる。  
期日 10月14日(日)～15日(月)  
目的地 長野  
旅程 1日目(金山総合駅8:00出発—旧開智学校—驥山館—渋温泉) 2日目(安楽寺—北向観音—無言館—金山総合駅18:40頃着)  
定員 30名  
参加費 一般21,500円 師範20,500円  
申込み 9月20日まで(定員になり次第締切)

### 検定試験・師範試験

#### 【一般部】

書芸中道漢字 10月30日作品締切  
書芸中道かな 11月27日作品締切  
硬筆中道 11月20日作品締切

#### 【学生部】

毛筆中道 11月2日作品締切(受験申込10月5日)  
硬筆中道 11月20日作品締切

### 晴嵐館展示室案内(特別展示)

青山杉雨生誕100年記念展示  
「青山杉雨の書とその周辺」

9月23日まで(木曜休館)  
観覧料 300円

### 晴嵐館展示室案内(企画展示)

「大池晴嵐の書～一字書作品」

9月29日から3月24日まで(木曜休館)  
観覧料 300円

### 教室案内(毛筆)

毎月第1・3・4土曜日午前10時半～12時(都合により変更あり)  
初心者から手ほどき 検定試験、展覧会作品の指導もいたします。  
受講料 4000円/月(展示室観覧料含む)

### 教室案内(篆刻)

毎月第4月曜日午前10時～12時(都合により変更あり)  
印稿作りと刻法を学習します。各自思い思いのこたばを方寸の石印材に刻し、印章を仕上げます。  
定員 15名  
講師 岡野楠亭氏(日展委嘱)  
受講料 3000円/月(展示室観覧料含む)

### 書道催事支援事業

地域における書道催事に対し、公益財団法人晴嵐館後援名義使用・晴嵐館賞賞状交付・催事案内公告等をおこないます。地域団体・グループの書道展覧会、個展、書道イベント等の催事を支援します。  
1. 催事の各種印刷物への「後援 公益財団法人晴嵐館」名義使用  
2. 晴嵐館賞の賞状交付  
3. 催事案内として内容を機関誌および晴嵐館ホームページに掲載  
4. その他・・・詳しくはお尋ねください

### 「青山杉雨の眼と書」

東京国立博物館 平成館  
後期展＝8月21日～9月9日まで 月曜休館  
前売チケットあります 一人1000円  
作品図録あります 1冊2000円(定価2500円)

### 公益財団法人 晴嵐館 定款

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人晴嵐館と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県江南市に置く。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、書家大池晴嵐の作品を始めとする書道作品及び大池晴嵐の作品製作の場となった庭園を公開・開放する

とともに、書道芸術及び書道教育に関する事業を行うことにより、書道文化の振興及び書道教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 書道作品等の収集・展示及び庭園の公開に関する事業
- (2) 書道に関する講習会、展覧会その他書道教育に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 書道に関連する物品の販売に関する事業
  - (2) その他公益目的事業の推進に資する事業
- 3 第1項の事業は、愛知県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の

附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号までの書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員9名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 前2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員に対しては、報酬を支給しない。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回

開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか出席した評議員のうちからその評議員会で選任された2名が記名押印する。

(評議員会の運営)

第22条 評議員会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上6名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対しては、報酬を支給しない。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が欠席した場合は、出席した理事全員及び出席した監事全員が議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第36条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

## 第8章 会員

(法人の構成員)

第37条 この法人を維持するために会員を置く。

2 会員の種別及び会費については別に定めるものとする。

3 会員の加入手続及び退会等については別に定めるものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

#### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、大池茂樹とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大池圭子 尾関茂夫 佐藤孝憲 佐分力夫  
田島毓堂 野木森雅郁 波多野美也 森 邦明  
安田文吉 山本 真

### 第37回 師範選抜書展

平成24年7月10～15日

出品者 【招待】山際一步 【新師範】浅井彩石 阿島春雪 熊川雅石 小路彩光 鈴木翠泉 羽根田皋菖 宮瀬一葉 【委員】大池青岑 大池龍子 大竹翠葉 尾関陶山 唐澤寛月 志字一輝 竹内小逕 寺田小華 浪打靄舟 新田双桃 羽根田菖橋 羽根田菖風 【師範】青野華陶 赤木清琴 赤星白峰 秋田清蘭 足立雪月 池谷華泉 石川英瑤 石川恵風 伊藤谿山 伊藤香草 伊藤秀英 伊藤緑穂 上野一華 梅村豊洲

江口佳織 江口清翠 大野草露 大野艸舟 岡本玉苑  
尾崎清華 加藤光陽 加藤燦佳 加藤紫香 金澤秀篤  
壁谷桔華 河合聚石 川島奈穂 岸栖龍 鬼頭青峰  
木納桃舟 木村友美 木村桃水 木山暉月 倉田朝華  
倉地清光 輿清光 近藤港泉 佐々真月 進士香苑  
鈴木智水 鈴木恵華 鈴木雨道 関口香雪 高井悠舟  
高野東山 多気靖岱 竹田千雀 中川剛碩 中川清秋  
中島恵華 中原紅霞 中村青桐 名古屋雅翠 新家峰  
石 丹羽新葉 布目一路 橋詰清香 花井萃川 羽根  
田心菖 浜島圭園 浜田櫻秀 林慈恵 林由晶 坂美  
子 廣瀬花汀 藤井暁世 藤原清泉 北條瑤光 堀江  
龍舟 堀端麗石 本間輝星 牧平紫虹 増田一翠 松  
井光楓 松井紅園 松江香華 松岡華泉 松田幽翠  
松原映翠 三浦芝泉 水谷汀華 水平汀紅 宮耀華  
山内香霖 山内清蘭 山田雪予 山本香風 山本翠舟  
油井恵子 吉川彩風 (敬称略)

### 寄附金募集

晴嵐館へ寄附されますと、確定申告時に所得控除を受けることができます。

寄附金の使途 晴嵐館の建物修繕費用、各種事業の拡大費用に使用させていただきます。

寄附金の振込先

郵便振替口座 00850-1-45233 晴嵐館まで

※ご寄附いただきましたら、年明けの1月に「寄附金受領書」と「寄附控除に係る証明書」をお渡しいたします。

### 会員募集

維持員会費 年額1口 12,000円(晴嵐館の目的・事業に賛同する個人)

賛助員会費 年額1口 10,000円(晴嵐館の事業に賛助する個人または書道関連団体)

※会費の3分の1以上を公益目的の事業に使用します。

#### 役員名簿 (◎=代表理事 ○=業務執行理事)

評議員	大池圭子	尾関茂夫	佐藤孝憲
	佐分力夫	田島毓堂	野木森雅郁
	波多野美也	森 邦明	安田文吉
	山本 真		
理 事	石川浩一	◎大池茂樹	風岡正明
	滝 尚文	○松川良治	
監 事	片山泰宏	山内康男	

### 公益財団法人 晴嵐館

〒483-8187 愛知県江南市大海道町青木 22 番地

TEL&FAX 0587-56-3170

Eメール [museiran@ybb.ne.jp](mailto:museiran@ybb.ne.jp)

ホームページ [www.geocities.jp/museiran](http://www.geocities.jp/museiran)